

# 中小企業知的財産活動支援事業費補助金 公募要領

(申請書等書式含む)

(中小企業外国出願支援事業)

平成26年5月8日

公益財団法人 京都産業21

中小企業知的財産活動支援事業費補助金公募要領  
(中小企業外国出願支援事業)

(目的)

第1条 この要領は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）並びに中小企業知的財産活動支援事業費補助金交付要綱（中小企業外国出願支援事業）（平成26年4月1日 20140318特第4号。以下「要綱」という。）に基づき、公益財団法人京都産業21（以下「財団」）が京都府内に本社を置く中小企業者の海外展開支援の一環として行う、中小企業者が外国への事業展開等にあたり行う産業財産権に係る外国出願に要する経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という。）における中小企業者に対する助成金（財団が経済産業大臣等から交付を受けた財源より交付する補助金をいう。以下「補助金」という。）の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において用いる用語は、国の定める要綱第2条の定義によるものとする。

(受付期間・提出方法)

第3条 平成26年5月12日（月）～5月30日（金）

持参：平日の9時～正午及び午後1時～午後5時、郵送（5月30日消印有効）

(交付の対象)

第4条 財団は、補助事業を行う中小企業者（京都府内に本社を置く中小企業者「中小企業庁の定義に基づく中小企業者であり、みなし大企業を除く」に限る。）であって、次の各号の要件を満たす者に對し、産業財産権に係る外国出願に必要な経費であって、別表に掲げる外国出願助成費のうち、補助金交付の対象として財団が必要かつ適當と認める経費（以下「助成対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

(1) 既に日本国特許庁に行っている出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）第2条に規定する国際出願（以下「PCT出願」という。）を含む。以下「外国特許庁への出願の基礎となる国内出願」という。）であって、次のいずれかに該当する方法により、外国特許庁等へ同一内容の出願（以下「外国特許庁への出願」という。）を行う予定の中小企業者。

(ア) パリ条約（1900年12月14日にブレッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーベで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年9月28日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。）等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。）

(イ) 1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT出願を同国の国内段階に移行する方法）

(ウ) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書（以下「マドリッド協定議定書」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

- (2) 本補助金の交付を受ける外国特許庁への出願と外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同一である中小企業者。
- (3) 本要領その他財団が別に定める必要な事項に基づく中小企業者から財団への書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（以下「選任弁理士」という。）の協力が得られる中小企業者又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合において同等の書類を提出できる中小企業者。
- (4) 国及び財団等が行う補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力する中小企業者。
- 2 助成対象経費には、日本国特許庁に支払う費用（PCT出願に要する国際出願手数料及び商標法（昭和34年法律第127号）第68条の2第1項に規定する国際登録出願に要する本国官庁手数料等を含む。）を含まないものとする。
- 3 中小企業者が他の事業者と共同で外国特許庁への出願を行う場合には、中小企業者の持ち分比率に応じた額（ただし、支援対象企業が負担した額の範囲内）を助成対象経費とする。
- 4 平成26年12月31日までに外国特許庁へ同一内容の出願を行い、平成27年1月20日までに財団へ出願完了報告書を提出する中小企業者。

※中小企業者については、中小企業庁の定義による。日本標準産業分類による業種を4区分（卸売業、小売業、サービス業、製造業その他）に分類し、それぞれの区分で、資本金の額（または出資の総額）、もしくは従業員の数の基準に該当するものを中小企業者（下記表の資本金規模もしくは従業員規模のどちらかに該当する事が必要です）としている。

業種分類	資本金の額又は出資の総額	當時使用する従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
製造業その他	3億円以下	300人以下

#### （補助率及び上限額）

第5条 補助金の補助率は、第4条に規定する助成対象経費の2分の1以内とする。

- 2 上限額は、1企業及び1出願ごとにそれぞれ次の各号に掲げる金額とする。

- (1) 1企業に対する1会計年度内の補助金の総額 300万円
- (2) 1出願に対する補助金の総額
- (ア) 特許出願 150万円
- (イ) 実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願（次に掲げる商標登録出願は除く）  
60万円
- (ウ) 冒認対策商標 30万円

※ 一企業の上限額は、財団の他に日本貿易振興機構（JETRO）・京都高度技術研究所に申請した場合はその合計額。

また、前年度と同一出願の場合は案件ごとに前年度と合わせた上限があります。

#### （交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、様式第1-1又は様式第1-2による交付申請書を財団に提出しなければならない。

- 2 交付申請者は、前項の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しな

ければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付に係る選定の基準)

第7条 財団は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、設置した委員会において、次の各号に掲げる事項を基準として審査を行う。

- (1) 先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業者であること。
  - (ア) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者
  - (イ) 助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者
- (3) 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
- (4) 第1号から前号までに規定するもののほか、財団が委員会の承認をもって別に定める審査基準

(交付決定の通知)

第8条 財団は、前条の規定により第6条第1項の規定による申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、様式第2による交付決定通知書を交付申請者に送付するものとする。

- 2 財団は、第6条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 3 財団は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 中小企業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に財団に書面をもって申し出なければならない。

(補助事業の経理等)

第10条 中小企業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならぬ。

- 2 中小企業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）日の属する年度の終了後5年間、財団の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならぬ。

(計画変更の承認等)

第11条 中小企業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3による申請書を財団に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
  - (ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、中小企業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
    - (イ) 補助目的及び事業能率に關係がない事業計画の細部の変更である場合
  - (2) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 財団は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

#### (債権譲渡の禁止)

第12条 中小企業者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を財団の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第1.08号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 財団が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、中小企業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、中小企業者が財団に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、財団は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、中小企業者から債権を譲り受けた者が財団に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 財団は、中小企業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 財団は、中小企業者による債権譲渡後も、中小企業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら中小企業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書に基づいて中小企業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、財団が行う弁済の効力は、財団が定める規定に基づき財団が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

#### (事故の報告)

第13条 中小企業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第4による事故報告書を財団に提出し、その指示を受けなければならない。

#### (遂行状況報告)

第14条 中小企業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、実績報告時又は財団の要求があつたときは速やかに様式第5による遂行状況報告書を財団に提出しなければならない。

#### (出願完了及び実績報告)

第15条 中小企業者は、交付決定後速やかに選任弁理士等へ作業依頼等を行い、外国特許庁への出願作業に着手し、平成26年12月31日までに出願完了させなければならない。外国特許庁等への出願が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は平成27年1月20日のいずれか早い日までに様式第6による実績報告書を財団に提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を財団に提出しなければならない。

- 3 中小企業者は、第1項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、財団は期限について猶予することができる。
- 4 中小企業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 財団は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、中小企業者に通知する。

- 2 財団は、中小企業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
4. 補助金確定に必要なエビデンス(証票類)が実績報告締切日までに財団まで提出出来ない場合は該当証票に起因する補助金額は補助対象外とする。

(補助金の支払)

第17条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 中小企業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第7による精算（概算）請求書を財団に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 中小企業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第8により速やかに財団に報告しなければならない。

- 2 財団は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第16条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第19条 財団は、第11条第1項第2号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 中小企業者が、法令、要綱、本要領又は法令、要綱若しくは本要領に基づく財団の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 中小企業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 中小企業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなつた場合
- (5) 中小企業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 財団は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 財団は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第16条第3項の規定を準用する。

(守秘義務)

第20条 財団は、補助事業の実施により知り得た中小企業者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用しないものとする。

(査定結果の報告)

第21条 中小企業者は、補助事業により行った外国特許庁への出願について、財団の承認を受けないで、自ら放棄又は取下げ等を行わないものとし、補助事業により行った全ての外国特許庁への出願について外国特許庁からの査定があった場合には、様式第9により速やかに査定結果を財団に報告しなければならない。

(支援効果の確認及び普及)

第22条 財団は、補助事業の完了した日の属する会計年度終了後5年間、中小企業者に対する調査等を通じて、随時、補助事業による支援効果の確認として、補助事業に係る事業化状況等の確認を行うものとする。ただし、5年間の経過後も査定結果が出ていない場合は、補助事業による支援効果の確認を継続するものとし、5年間の経過前後にかかわらず次の各号に掲げる査定結果が出た場合については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録査定の場合は、支援を受けてから5年間、または審査結果が出てから1年間のいずれか長い方の期間を支援効果の確認対象期間とする。
- (2) 拒絶査定の場合は、査定日以後は支援効果の確認を要しない。

2 財団は、補助事業により外国特許庁への出願を行った事例のうち、中小企業者における事業効果が確認できた案件について、中小企業者の了解を得た上で、他の中小企業に情報提供することにより、中小企業全般における産業財産権に係る外国出願の促進等に資するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第23条 中小企業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他必要な事項)

第24条 本要領のほか、第7条第1項第4号の規定による審査基準及び第15条第1項の規定による実績報告書の提出締切日その他補助事業の実施に必要な事項は、財団が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度予算に係るものから適用する。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別 表

中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業外国出願支援事業）	補 助 対 象 経 費			補助率 1/2以内	
	補助対象経費の区分		内 容		
	目	節			
外国出願助成費		外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費	1/2以内	
		現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費		
		国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費		
		翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費		
		大臣等が必要と認める経費	本事業を実施するために大臣等が特に必要と認めた経費		

年　月　日

公益財団法人京都産業21

理事長 殿

申請者	住所
氏名	法人等にあっては名称 及び代表者の氏名
	印

## 平成26年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金

(中小企業外国出願支援事業)

補助金交付申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金公募要領（中小企業外国出願支援事業）第6条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援進事業費補助金交付要綱（中小企業外国出願支援事業）（平成26年4月1日付け20140318特第4号）及び中小企業知的財産活動支援進事業費補助金公募要領（中小企業外国出願支援事業）の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

## 1. 申請者種別（いずれかに○）

	①法人
	②個人事業者
	③事業協同組合等

## 2. 申請者の概要(別紙 登記簿謄本履歴事項全部証明書 参照)

資本金	従業員数	日本標準産業分類による業種分類
千円	人	

## 3. 補助金交付申請額

「補助金申請額」は「助成対象経費」の合計に「1／2」を乗じて、千円未満を切り捨てる。（四捨五入しない）

(内訳) 円					(消費税込) 立：円
国名／合計	外国特許庁の出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	合計
外国出願経費合計					
助成対象経費					
補助金申請額					

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとに助成対象経費及び補助金申請額を記載。

※補助金申請額は助成対象経費に1/2を乗じて1000円未満切り捨てとする。

## 4. 申請案件種別（いずれかに○）

(外国出願)

	①特許出願
	②実用新案登録出願
	③意匠登録出願
	④商標登録出願

(参考：国内出願)

	①特許出願
	②実用新案登録出願
	③意匠登録出願
	④商標登録出願
	⑤PCT出願

5. 外国特許庁への出願の方法（いずれかに○）

	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（ <u>国内出願を基礎として行ったPCT出願を同国の国内段階に移行する方法</u> ）
	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（ <u>PCT出願を同国の国内段階に移行する方法</u> ）
	④マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

6. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

出願番号	
出願日	
出願人	
発明の名称	
発明の内容	

※「5.」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願とPCT出願の両方をそれぞれ明記してください。

※「発明の名称」及び「発明の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」に、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」に、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」に、それぞれ変更して明記してください。

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「出願番号」の欄は「登録番号」に、「出願日」の欄は「登録日」に、「出願人」の欄は「権利者」に、それぞれ変更して明記してください。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

発明の名称	
発明の内容	
出願人	
発明者	
出願（予定）国	
出願スケジュール	

※「出願人」及び「発明者」の欄は、全ての出願人や全ての発明者を明記してください。

※「発明の名称」、「発明の内容」及び「発明者」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」及び「考案者」に、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」及び「意匠の創作をした者」に、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」及び（「発明者」の欄は不要）に、それぞれ変更して明記してください。

8. 外国特許庁への出願の動機・目的

--

9. 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由も含む）

--

10. 出願する技術、創作等を活かした製品等の概要

--

11. 出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）

--

12. 過去における出願実績及び権利取得状況（国内及び外国）

--

13. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任弁理士）

※選任弁理士に依頼しない場合にはその旨及び選任弁理士に依頼する場合と同等の書類（補助金交付の必要書類）を自らの責任で財団あてに提出できる旨を記入。

--

（選任弁理士による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり）

14. 補助事業完了後の状況調査に対する積極的な協力の有無（いずれかに○）

有	無
---	---

15. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有	無
---	---

（有の場合のその内容）

--

16. 中小企業者・選任弁理士の担当者及び連絡先

中小企業者担当者（職名及び氏名）	
電話番号	メールアドレス

特許事務所名

選任弁理士担当者（職名及び氏名）	事務担当者（職名及び氏名）
電話番号	メールアドレス

年 月 日

法人等にあっては名称  
及び代表者の氏名 宛て  
(申請者)

選任弁理士 住所  
氏名 法人等にあっては名称  
及び選任弁理士の氏名 印

平成26年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業外国出願支援事業）への  
協力承諾書

(申請者名)による平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業外国出願支援事業）  
補助金交付申請にあたり、同補助金の交付にかかる諸手続について、下記事項に協力することを承諾いたしました。

記

協力事項

1. 外国出願完了後の財団宛ての実績報告における下記書類の提出

(1) 外国特許庁からの出願受理に関する応答書類

①外国特許庁からの出願受理通知書等（出願日・出願番号記載のもの）

※マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願の場合

①国際商標出願（マドプロ出願）の願書（【MM2】Page 1～7）及び付随書類

②日本国特許庁長官発行の商標法第68条の3第3項に基づく通知

③国際事務局（WIPO）発行の「国際登録証明書」（CERTIFICATE OF REGISTRATION）

(2) 外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類

①現地代理人からの請求書（銀行口座名・口座番号及び助成対象経費内訳記載のもの）

②現地代理人への送金金融機関発行の送金計算書・送金実行通知書

③送金時の為替レートが客観的にわかる金融機関の為替レート表

④外国特許庁への出願手数料（オフィシャルフィー）の現地通貨でのエビデンス（領収書、料金表等）、現地代理人が適用する通貨（U.S.ドル・ユーロ等）に換算する場合のレート及びその根拠（レートが客観的にわかる金融機関の為替レート表等）

⑤翻訳費用の「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示する書類

⑥その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）

⑦「実績報告書」の「2. 補助事業の収支決算（ロ）経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書

※マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願の場合

①国際事務局（WIPO）への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書等

②国際事務局（WIPO）発行の国際手数料の領収書（QUITTANCE/RECEIPT）

③翻訳費用の「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示する書類

④その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）

⑤「実績報告書」の「2. 補助事業の収支決算（ロ）経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書

2. 上記提出書類における日本語以外の言語の日本語訳の提出

3. 申請者・財団からの上記提出書類に関する修正や問合せ等への対応

4. その他、財団が公募時等において予め提示している事項

なお、上記協力の不実施により財団宛ての実績報告に不備があった場合には、私の責任において（申請者名）が被った同補助金交付に関する不利益を補償することに同意します。

	添 付 書 類
法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登記簿謄本の写し</li> <li>2. 会社の事業概要（注1）</li> <li>3. 役員等名簿（注2）</li> <li>4. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）等の写し</li> <li>5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注3）</li> <li>7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>8. 先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>10. その他財団が定める事項</li> </ol>
個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民票の写し</li> <li>2. 事業者の概要（注1）</li> <li>3. 役員等名簿（注2）</li> <li>4. 直近2年分の確定申告書の控え</li> <li>5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注3）</li> <li>7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>8. 先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>10. その他財団が定める事項</li> </ol>
事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定款</li> <li>2. 役員等名簿（注2）</li> <li>3. 組合員名簿</li> <li>4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</li> <li>5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注3）</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>7. 先行技術調査等の結果（注4）</li> <li>8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>9. その他財団が定める事項</li> </ol>

(注1) 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

(注2) 「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

(注3) 「見積書等の写し」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。

(注4) 「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。また、PCT出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。先行調査の結果、登録が困難と判断される場合(PCT出願時の先行調査で国際調査機関より「X」「Y」等の結果が出た場合等)は出願時の対応策について記載された文章を選任弁理士と中小企業者の押印の上 添付する事。

### 役員等名簿（記載例）

(注)

役員等名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

年　月　日

公益財団法人京都産業21

理事長 殿

申請者 住所  
 氏名 法人等にあっては名称  
 及び代表者の氏名 印

平成26年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金  
 (中小企業外国出願支援事業)  
 補助金交付申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金公募要領(中小企業外国出願支援事業) 第6条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援進事業費補助金交付要綱(中小企業外国出願支援事業)(平成26年4月1日付け20140318特第4号)及び中小企業知的財産活動支援進事業費補助金公募要領(中小企業外国出願支援事業)の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

## 1. 申請者種別 (いずれかに○)

①法人
②個人事業者
③事業協同組合等

## 2. 申請者の概要

資本金	従業員数	日本標準産業分類による業種分類
千円	人	

## 3. 補助金交付申請額

「補助金申請額」は「助成対象経費合計」に「1／2」を乗じて、千円未満を切り捨てる。(四捨五入しない)

(内訳)	円	国名／合計	外国特許庁の出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	合計	円
		外国出願経費合計						
		助成対象経費						
		補助金申請額						

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとに助成対象経費及び補助金申請額を記載。

※補助金申請額は助成対象経費に1/2を乗じて1000円未満切り捨てとする。

## 4. 申請案件種別

冒認対策商標

5. 外国特許庁への出願の方法（いずれかに○）

	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
	②マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

6. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

出願番号	
出願日	
出願人	
商標登録を受けようとする商標	
商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務	

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「出願番号」の欄は「登録番号」に、「出願日」の欄は「登録日」に、「出願人」の欄は「権利者」に、それぞれ変更して明記してください。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

7. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

商標登録を受けようとする商標	
商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務	
出願人	
出願（予定）国	
出願スケジュール	

※「出願人」の欄は、全ての出願人を明記してください。

8. 外国特許庁への出願の動機・目的（○を付すとともに説明を記載）

① 外国における冒認出願を防止するため (説明)
-----------------------------

9. 出願（予定）国を選んだ理由

--

10. 出願する商標を使用する製品等の概要

--

11. 出願（予定）国における先行・類似調査の状況

--

12. 過去における商標登録出願の実績及び権利取得状況（国内及び外国）

--

13. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任弁理士）

※選任弁理士に依頼しない場合にはその旨及び選任弁理士に依頼する場合と同等の書類（補助金交付の必要書類）を自らの責任で財団あてに提出できる旨を記入。

--

（選任弁理士による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり）

14. 補助事業完了後の状況調査に対する積極的な協力の有無（いずれかに○）

有	無
---	---

15. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有	無
---	---

（有の場合のその内容）

--

16. 中小企業者・選任弁理士の担当者及び連絡先

中小企業者担当者（職名及び氏名）	
電話番号	

特許事務所名

選任弁理士担当者（職名及び氏名）	事務担当者（職名及び氏名）
電話番号	

年　月　日

法人等にあっては名称  
及び代表者の氏名 宛て  
(申請者)

選任弁理士 住所  
氏名 法人等にあっては名称  
及び選任弁理士の氏名 印

平成26年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業外国出願支援事業）への  
協力承諾書

（申請者名）による平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業外国出願支援事業）  
補助金交付申請にあたり、同補助金の交付にかかる諸手続について、下記事項に協力することを承諾いたしました。

記

協力事項

1. 外国出願完了後の財団宛ての実績報告における下記書類の提出

（1）外国特許庁からの出願受理に関する応答書類

①外国特許庁からの出願受理通知書等（出願日・出願番号記載のもの）

※マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願の場合

①国際商標出願（マドプロ出願）の願書（【MM2】Page 1～7）及び付随書類

②日本国特許庁長官発行の商標法第68条の3第3項に基づく通知

③国際事務局（WIPO）発行の「国際登録証明書」（CERTIFICATE OF REGISTRATION）

（2）外国特許庁への出願に関する経費の支出根拠及び支払実績となる書類

①現地代理人からの請求書（銀行口座名・口座番号及び助成対象経費内訳記載のもの）

②現地代理人への送金金融機関発行の送金計算書・送金実行通知書

③送金時の為替レートが客観的にわかる金融機関の為替レート表

④外国特許庁への出願手数料（オフィシャルフィー）の現地通貨でのエビデンス（領収書、料金表等）、現地代理人が適用する通貨（U.S.ドル・ユーロ等）に換算する場合のレート及びその根拠（レートが客観的にわかる金融機関の為替レート表等）

⑤翻訳費用の「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示する書類

⑥その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）

⑦「実績報告書」の「2. 補助事業の収支決算（ロ）経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書

※マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願の場合

①国際事務局（WIPO）への送金に係る金融機関の送金計算書・送金実行通知書等

②国際事務局（WIPO）発行の国際手数料の領収書（QUITTANCE/RECEIPT）

③翻訳費用の「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を明示する書類

④その他、外国特許庁への出願に関する経費のエビデンス（請求書、領収書等）

⑤「実績報告書」の「2. 補助事業の収支決算（ロ）経費の内訳」における経費区分ごと出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否かわかる内訳書

2. 上記提出書類における日本語以外の言語の日本語訳の提出

3. 申請者・財団からの上記提出書類に関する修正や問合せ等への対応

4. その他、財団が公募時等において予め提示している事項

なお、上記協力の不実施により財団宛ての実績報告に不備があった場合には、私の責任において（申請者名）が被った同補助金交付に関する不利益を補償することに同意します。

	添 付 書 類
法人	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 登記簿謄本の写し</li> <li>2. 会社の事業概要</li> <li>3. 役員等名簿（注1）</li> <li>4. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）等の写し</li> <li>5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注2）</li> <li>7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>8. 先行・類似調査の結果（注3）</li> <li>9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>10. その他財団が定める事項</li> </ol>
個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民票の写し</li> <li>2. 事業者の概要</li> <li>3. 役員等名簿（注1）</li> <li>4. 直近2年分の確定申告書の控え</li> <li>5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注2）</li> <li>7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>8. 先行・類似調査等の結果（注3）</li> <li>9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>10. その他財団が定める事項</li> </ol>
事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定款</li> <li>2. 役員等名簿（注1）</li> <li>3. 組合員名簿</li> <li>4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類</li> <li>5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注2）</li> <li>6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）</li> <li>7. 先行・類似調査等の結果（注3）</li> <li>8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し</li> <li>9. その他財団が定める事項</li> </ol>

(注1) 「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

(注2) 「見積書等の写し」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。

(注3) 「先行・類似調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。

## 様式第1-2の別添

### 役員等名簿（記載例）

(注)

役員等名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正はT、昭和はS、平成はH、数字は2桁半角）、性別（半角で男性はM、女性はF）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

法人等にあっては名称  
及び代表者の氏名 宛て

公益財団法人京都産業21  
理事長

平成26年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金  
(中小企業外国出願支援事業)  
補助金交付決定通知書(交付決定番号:H26第\*\*\*号)

平成26年 月 日付け第 号をもって申請のありました平成26年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業外国出願支援事業)については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業の内容は、平成 年 月 日付け第 号で申請のありました平成 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金(中小企業外国出願支援事業)補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)記載のとおりとします。

2. 外国出願経費、助成対象経費及び補助金の額は、次のとおりとします。

外 国 出 願 経 費	円
助 成 対 象 経 費	円
補 助 金 の 額	円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における外国出願経費、助成対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 補助金の額の確定は、助成対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額とします。

4. 中小企業者は、適正化法、適正化法施行令、中小企業知的財産活動支援事業費補助金交付要綱(中小企業外国出願支援事業)(平成26年4月1日付け20140318特第4号)及び中小企業知的財産活動支援事業費補助金公募要領(中小企業外国出願支援事業)(以下「公募要領」という。)の定めるところに従わなければなりません。

なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第17条第1項若しくは第2項の規定による交付決定の取消し、第18条第1項の規定による補助金等の返還又は第19条第1項の規定による加算金の納付
- (2) 適正化法第29条から第32条(地方公共団体の場合は第31条)までの規定による罰則
- (3) 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定を行わないこと。
- (4) 中小企業者等の名称及び不正の内容の公表

5. 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、公募要領の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

6. 中小企業者から財団への必要書類の提出については、外国特許庁への出願業務を国内弁理士等に依頼する場合においては、交付申請書別紙の協力承諾書記載の協力事項につき国内弁理士等の協力を得なければならず、また、自ら現地代理人に直接依頼する場合においては、交付申請書別紙様式の協力承諾書記載の協力事項を自ら行わなければなりません。
7. 国及び財団等が行う補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力しなければなりません。
8. 公募要領第8条から第16条、第18条、第19条、第21条及び第23条に掲げる条件を遵守しなければなりません。

年　月　日

財団の名称  
及び代表者の氏名 宛て

補助事業者 住所  
氏名 法人等にあっては名称  
及び代表者の氏名 印

平成26年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金  
(中小企業外国出願支援事業) 補助金  
計画変更(等)承認申請書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金公募要領(中小企業外国出願支援事業)第11条第1項の規定に基づき、計画変更(等)について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助金交付申請額

円

(単位:円)

国名／合計		外国特許庁への出願手数				
	変更前					
	変更後					
	変更前					
	変更後					
外国出願経費合計	変更前					
	変更後					
助成対象経費	変更前					
	変更後					
補助金申請額	変更前					
	変更後					

「補助金申請額」は「助成対象経費合計」に「1/2」を乗じて、千円未満を切り捨てる。(四捨五入しない)

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び補助金申請額を記載。

※補助金申請額は助成対象経費に1/2を乗じて1000円未満切り捨てとする。

(注) 補助金交付申請額を交付決定額を上限として変更する場合は、対応する「外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し」と「外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画(自己資金・借入金等)」を添付すること。

(注) 中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

年　月　日

公益財団法人京都産業21  
理事長 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人等にあっては名称  
及び代表者の氏名 印

平成26年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金  
(中小企業外国出願支援事業) 補助金  
事故報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金公募要領(中小企業外国出願支援事業) 第13条の規定に基づき、補助事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額 円
3. 事故に対して採った措置
4. 補助事業の遂行及び完了の予定

公益財団法人京都産業21  
理事長 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人等にあっては名称  
及び代表者の氏名 印

平成26年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金  
(中小企業外国出願支援事業) 補助金  
遂行状況報告書(中間・実績)

中小企業知的財産活動支援事業費補助金公募要領(中小企業外国出願支援事業)第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

交付決定以後に発生した費用が助成対象になります。  
交付決定後、出来るだけ早く出願し、実績報告書を提出するよう努めてください。

日付は変更可能ですが、出願完了日は平成26年12月31日、  
実績報告書提出日は平成27年1月20日が締め切りです。

1. 補助事業の遂行状況

出願国ごとに記載

日付	遂行状況	備考(エビデンスを添付する事)
5月**日	申請	
6月**日	審査委員会	
7月**日	交付決定	交付決定通知書を受領 下記の送付書類には交付決定番号を記載
7月**日	事業開始	
7月**日	選任弁理士へ作業依頼	中小企業者から選任弁理士への作業依頼書(メール文でも可)
7月**日	現地代理人へ作業依頼	選任弁理士から現地代理人への作業依頼書(メール文でも可)
8月**日	A国特許庁へ出願	出願書類 等
9月**日	A国特許庁受理書受領	受理書、出願手数料額(現地通貨)、換算レート
10月**日	中間遂行状況報告書を提出	出願国ごとに遂行状況報告書を作成し上記エビデンスを付けて京都産業21へ送付(メール添付も可)
10月**日	現地代理人請求書受領	請求額、換算レートの記載された請求書
11月**日	現地代理人へ送金	銀行の送金証票(送金額、換算レート)
12月**日	選任弁理士請求書受領	現地代理人・国内代理人請求額の記載された請求書
12月**日	選任弁理士へ送金	銀行の送金証票(送金額)
1月**日	実績報告書を提出	実績報告までの遂行状況報告書と必要証票類を提出
	補助金額確定	国・財団にて確定

2. 助成対象経費の区分別収支概要

別紙 補助金額確定資料参照

年　月　日

公益財団法人京都産業21

理事長 殿

補助事業者 住所  
 氏名 法人等にあっては名称  
 及び代表者の氏名 印

平成26年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金  
 (中小企業外国出願支援事業) 補助金  
 実績報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金公募要領(中小企業外国出願支援事業) 第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

## 1. 実施した補助事業

- (1) 外国特許庁への出願の種別 (いずれかに○)  
 (外国出願)

①特許出願
②実用新案登録出願
③意匠登録出願
④商標登録出願

(参考：国内出願)

①特許出願
②実用新案登録出願
③意匠登録出願
④商標登録出願
⑤PCT出願

- (2) 外国特許庁への出願の方法 (いずれかに○)

①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 (国内出願を基礎として行ったPCT出願を同国の国内段階に移行する方法)
③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法 (PCT出願を同国の国内段階に移行する方法)
④マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

- (3) 外国特許庁への出願内容等

外国特許庁への出願内容 (概要)		

外国特許庁への出願国名	外国特許庁への出願番号	外国特許庁への出願日

共同出願における持分割合及び費用負担割合 ※共同出願の場合のみ記入

持分割合		費用負担割合	

## 2. 補助事業の収支決算

## (1) 収入

(単位：円)

項目	金額
自己資金	
補助金充当額	
合計	

## (2) 支出

## (イ) 経費の内訳

(単位：円)

国名／合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計／合計
計画額					
実績額					
計画額					
実績額					
外国出願経費合計	計画額				
	実績額				
助成対象経費	計画額				
	流用額				
	流用後額				
	実績額				
補助金充当額	交付決定額				
	実績額				

「補助金充当額」は「助成対象実績額合計」に「1／2」を乗じて、千円未満を切り捨てる。(四捨五入しない)

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとに助成対象経費及び補助金申請額を記載。

※補助金申請額は助成対象経費に1/2を乗じて1000円未満切り捨てとする。

## (ロ) 支出相手方及び支出年月日

	支出相手方(国内代理人、現地代理人等名)	支出年月日
国内		
現地		

※「現地」には、国内代理人からの支出相手方及び支出年月日を記載してください。

## 3. 外国における事業展開等に関する今後の予定

(注) 外国特許庁への出願に関する請求書や経費の支出根拠及び支払実績となる書類と、外国特許庁からの出願受理通知書等の出願受理に関する応答書類を添付すること。

(注) 共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写しを添付すること  
(申請時に提出したものと変更等無ければ再提出は不要)。

年　月　日

公益財団法人京都産業21  
理事長 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人等にあっては名称  
及び代表者の氏名 印

平成26年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金  
(中小企業外国出願支援事業) 補助金  
精算(概算) 払請求書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金公募要領(中小企業外国出願支援事業) 第17条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算(概算) 払請求金額(算用数字を使用すること。)  
円
2. 請求金額の算出内訳(概算払の請求をするときに限る。)
3. 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義

(注) 概算払の請求をするときには、別紙「概算払請求内訳書」を添付すること。

年　月　日

公益財団法人京都産業21

理事長 殿

補助事業者 住所  
氏名 法人等にあっては名称  
及び代表者の氏名 印

平成26年度消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金公募要領（中小企業外国出願支援事業）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |
|--|---|
| 1. 補助金額（公募要領第16条第1項による額の確定額）                       | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に<br>係る仕入控除税額              | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に<br>係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. - 2.）                               | 円 |

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

年　月　日

公益財団法人京都産業21

理事長 殿

補助事業者	住所
氏名	法人等にあっては名称
及び代表者の氏名 印	

## 平成26年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金

(中小企業外国出願支援事業) 補助金

外国特許庁への出願の査定結果報告書

中小企業知的財産活動支援事業費補助金公募要領（中小企業外国出願支援事業）第21条の規定に基づき、外国特許庁への出願の査定結果について下記のとおり報告します。

## 記

## 1. 外国特許庁への出願内容等

発明の名称		
出願人		
外国特許庁への出願国名	外国特許庁への出願番号	外国特許庁への出願日

※「出願人」の欄は、全ての出願人を明記してください。

※「発明の名称」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」に、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」に、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」に、それぞれ変更して明記してください。

## 2. 外国特許庁の査定結果等

外国特許庁への出願国名	査定結果	特許番号又は拒絶理由等
	特許査定・拒絶査定	
	特許査定・拒絶査定	
	特許査定・拒絶査定	
外国における事業展開等の進捗状況		

※実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願の場合には、「査定結果」の欄における「特許査定」は「登録査定」に、「特許番号（特許査定）」の欄は「登録番号（登録査定）」に、それぞれ変更して明記してください。

外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）

1 支出

(単位：円)

国名／合計	外国特許庁への出願手数料	現地代理人費用	国内代理人費用	翻訳費用	国別計／合計
A 国					
B 国					
C 国					
外国出願経費合計					
助成対象経費					
補助金申請額					

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び補助金申請額を記載。

※補助金申請額は助成対象経費に 1 / 2 を乗じて 1 0 0 0 円未満切り捨てとする。

2 収入

(単位：円)

区分	金額	資金の調達先等
自己資金		
借入金		
補助金		(公財) 京都産業 21 へ申請
その他		
計		

3. 補助金が受けられなかった場合、または申請額より減額して交付された場合の対応策